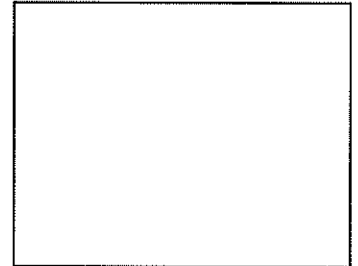


2018年11月28日

審査請求書

原子力規制委員会 御中

審査請求人



行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査請求を致します。

一. 審査請求人の氏名及び住所
（別紙1）351名

二. 審査請求に係る処分

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成30年9月26日／原規規発第1809264号）

三. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
2018年（平成30年）9月26日

四. 審査請求の趣旨及び理由

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。理由は「別紙2」参照

五. 処分庁の教示の有無及びその内容
なし

六. 審査請求の年月日

2018年（平成30年）11月28日

七. 口頭意見陳述会の開催

希望する

八. 執行停止の申立て

執行停止を申立てる

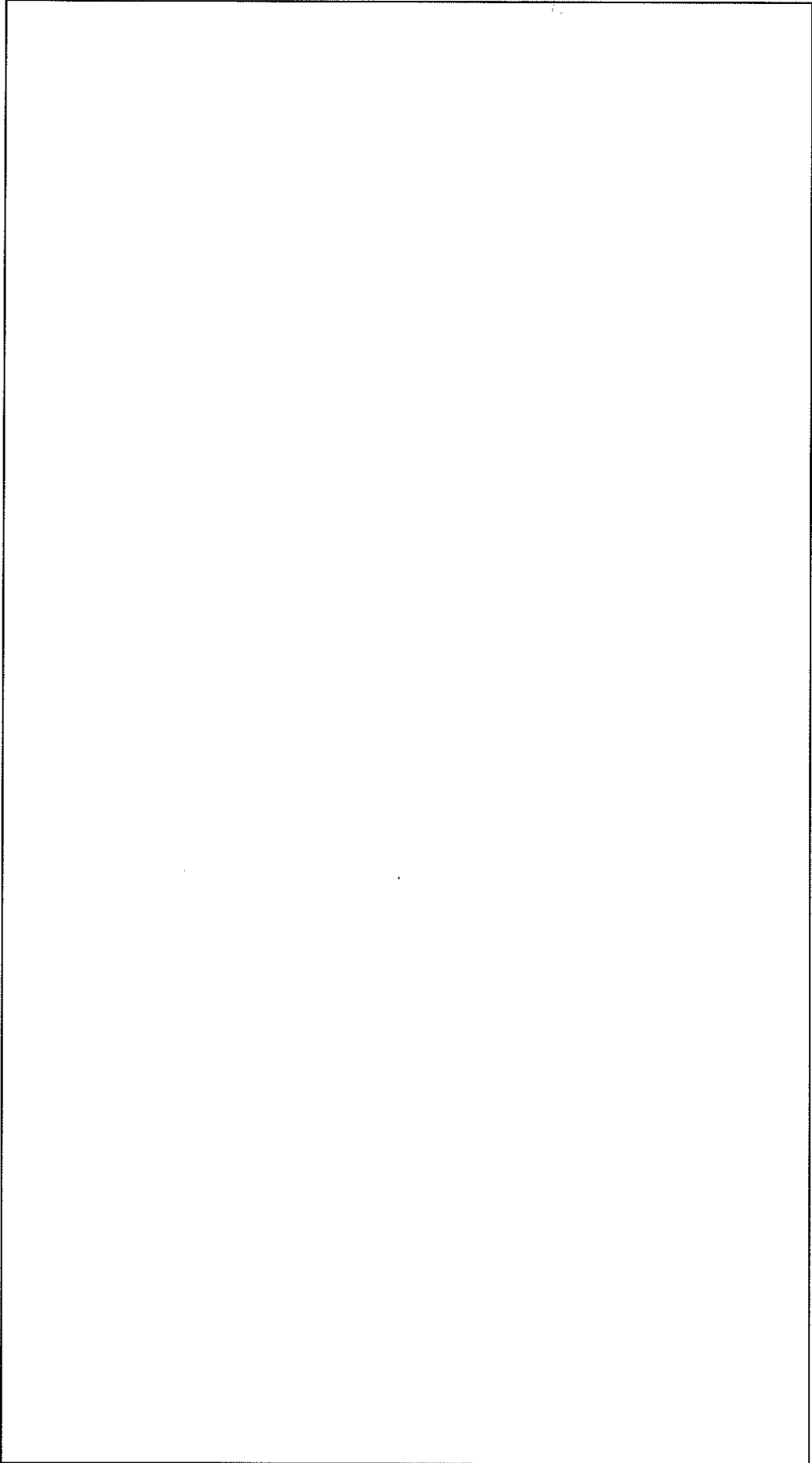
請求人一覧

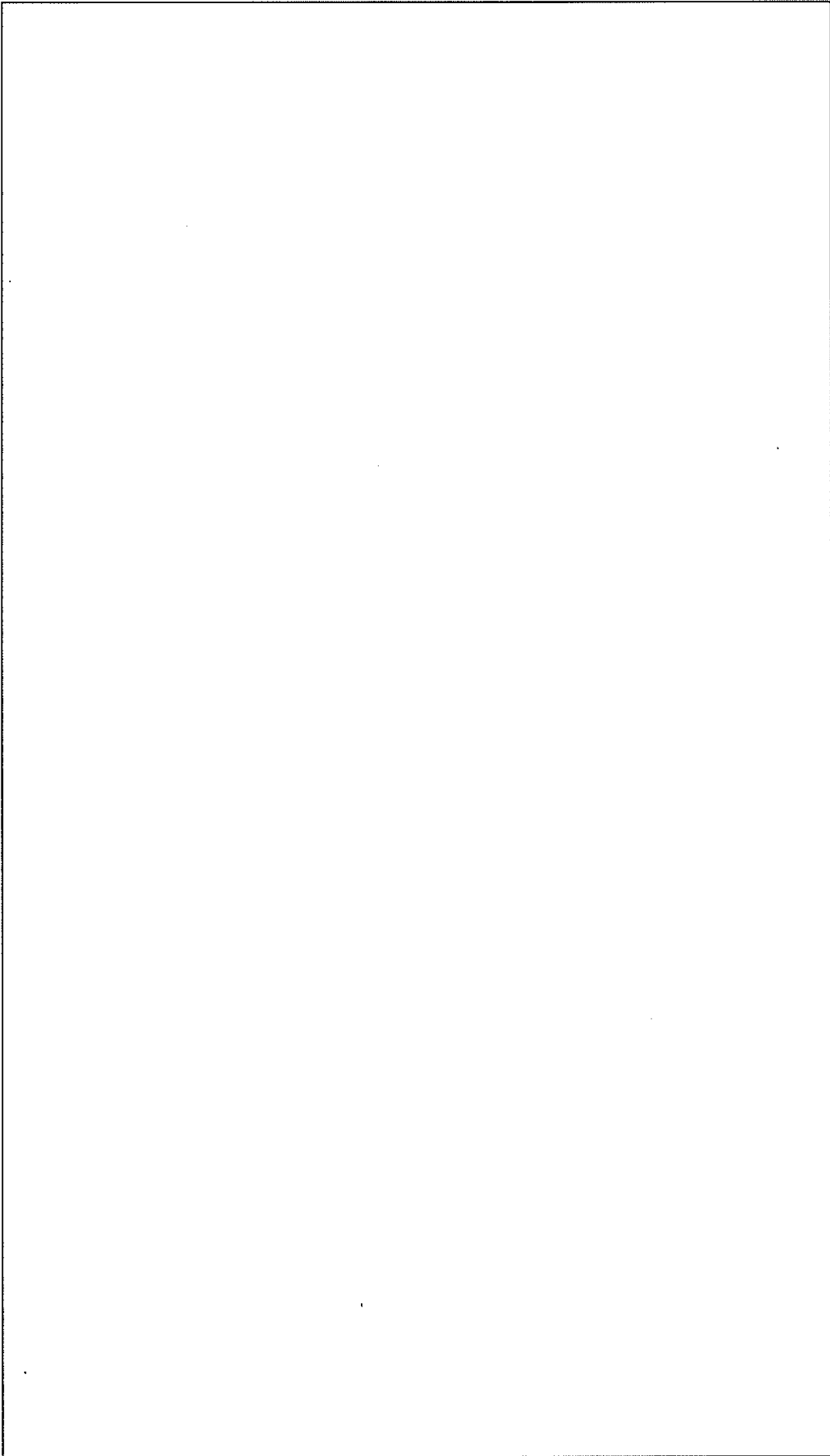
(別紙1)

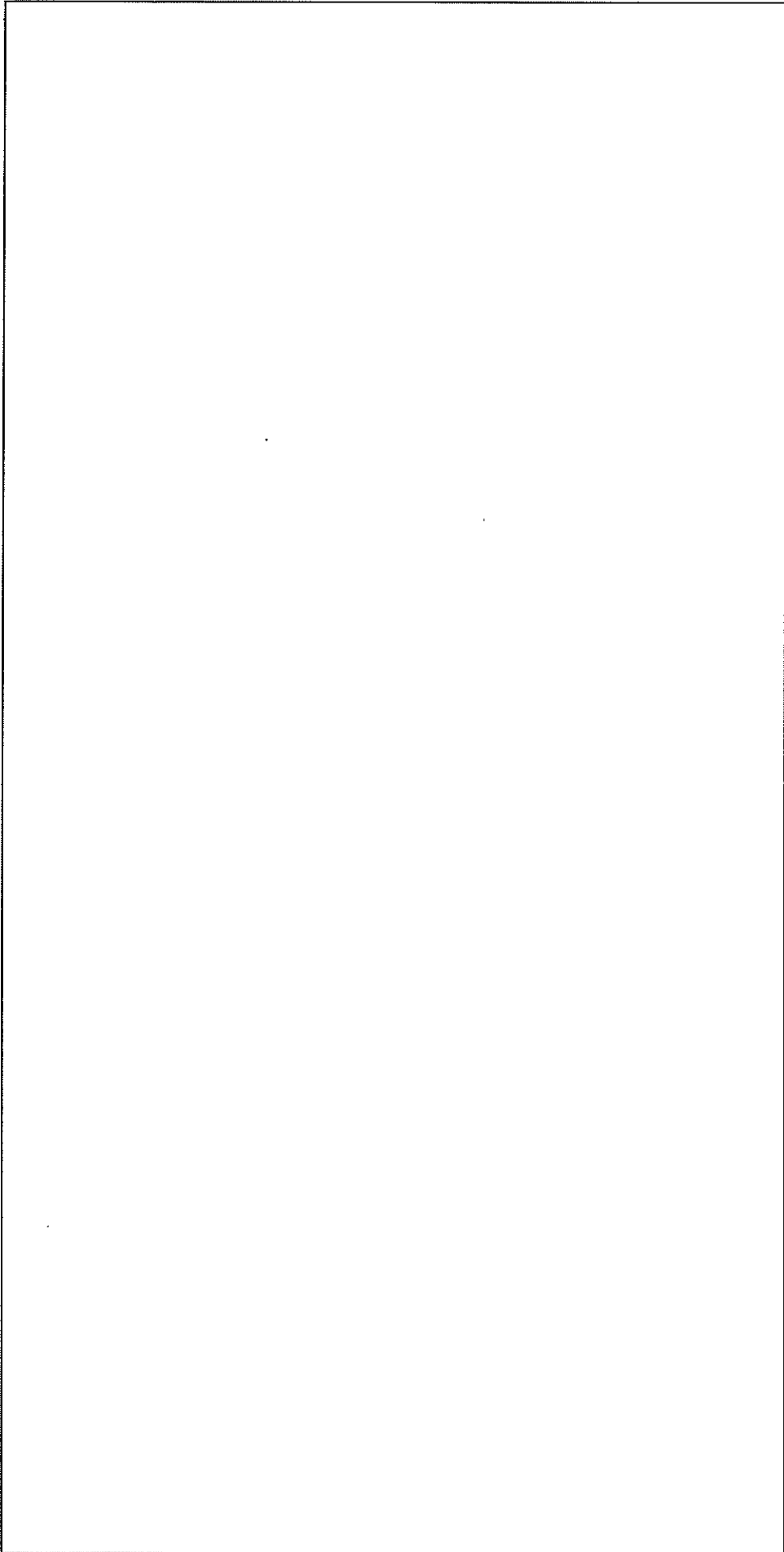
ご氏名

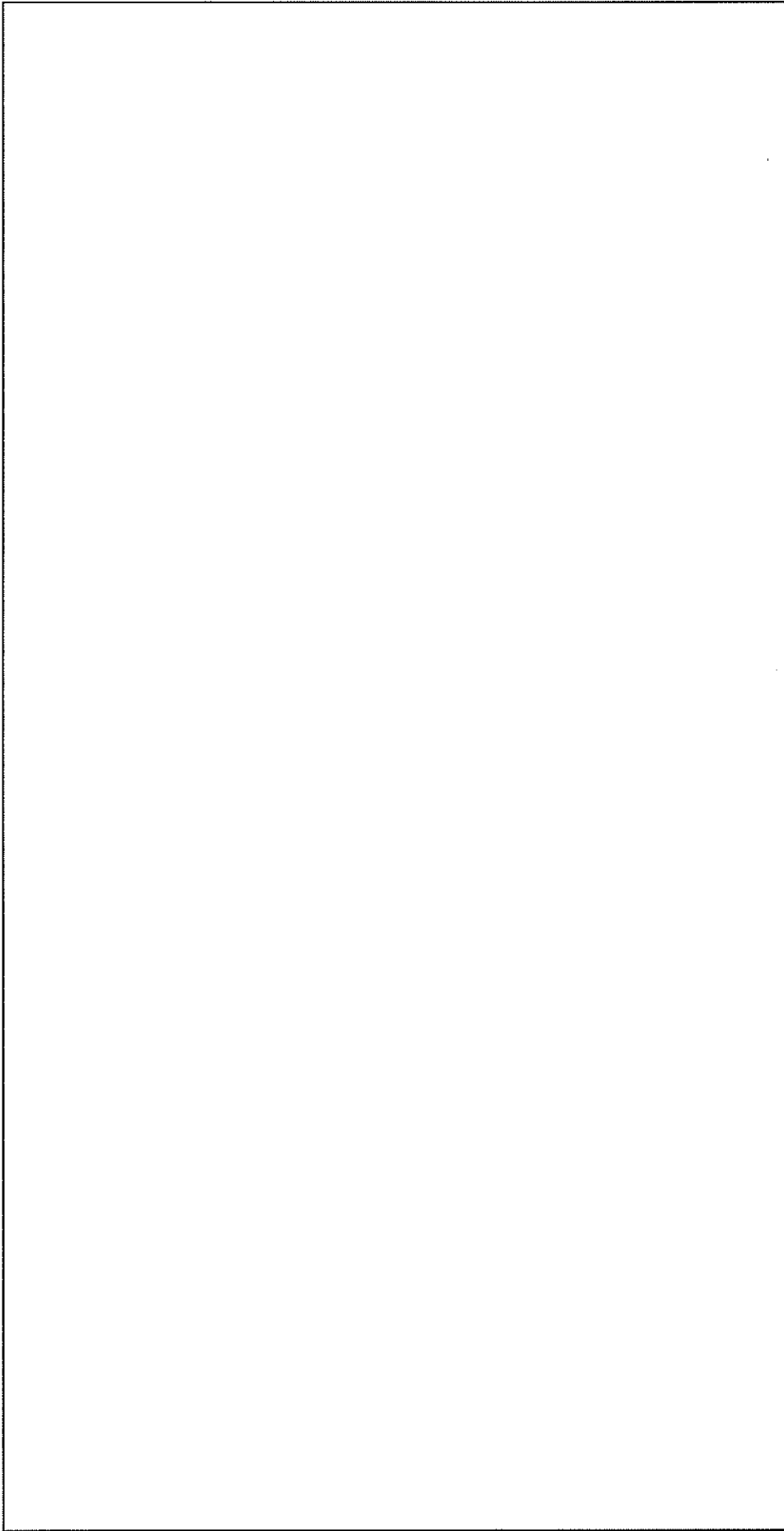
都道府県 住所

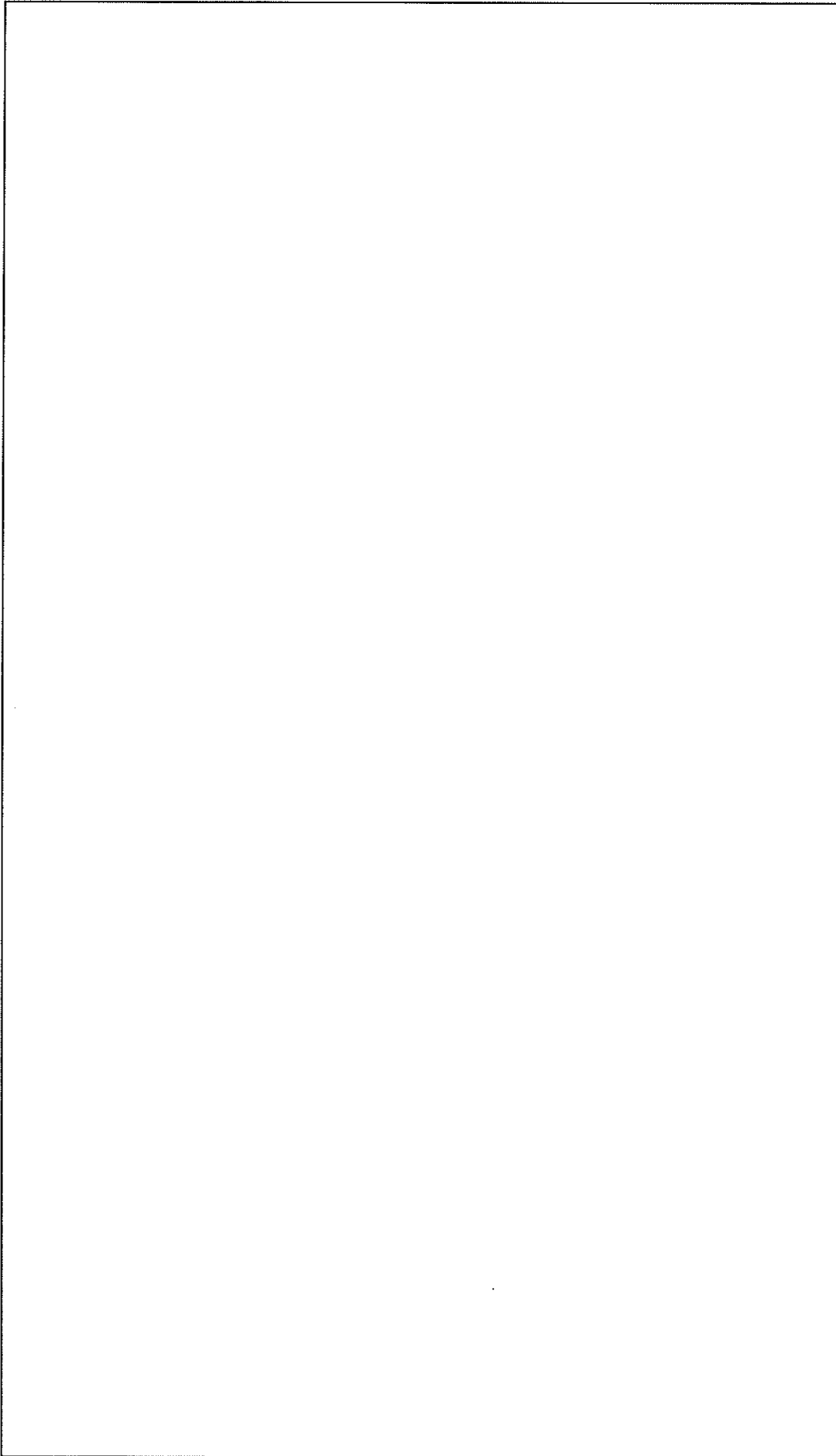
--

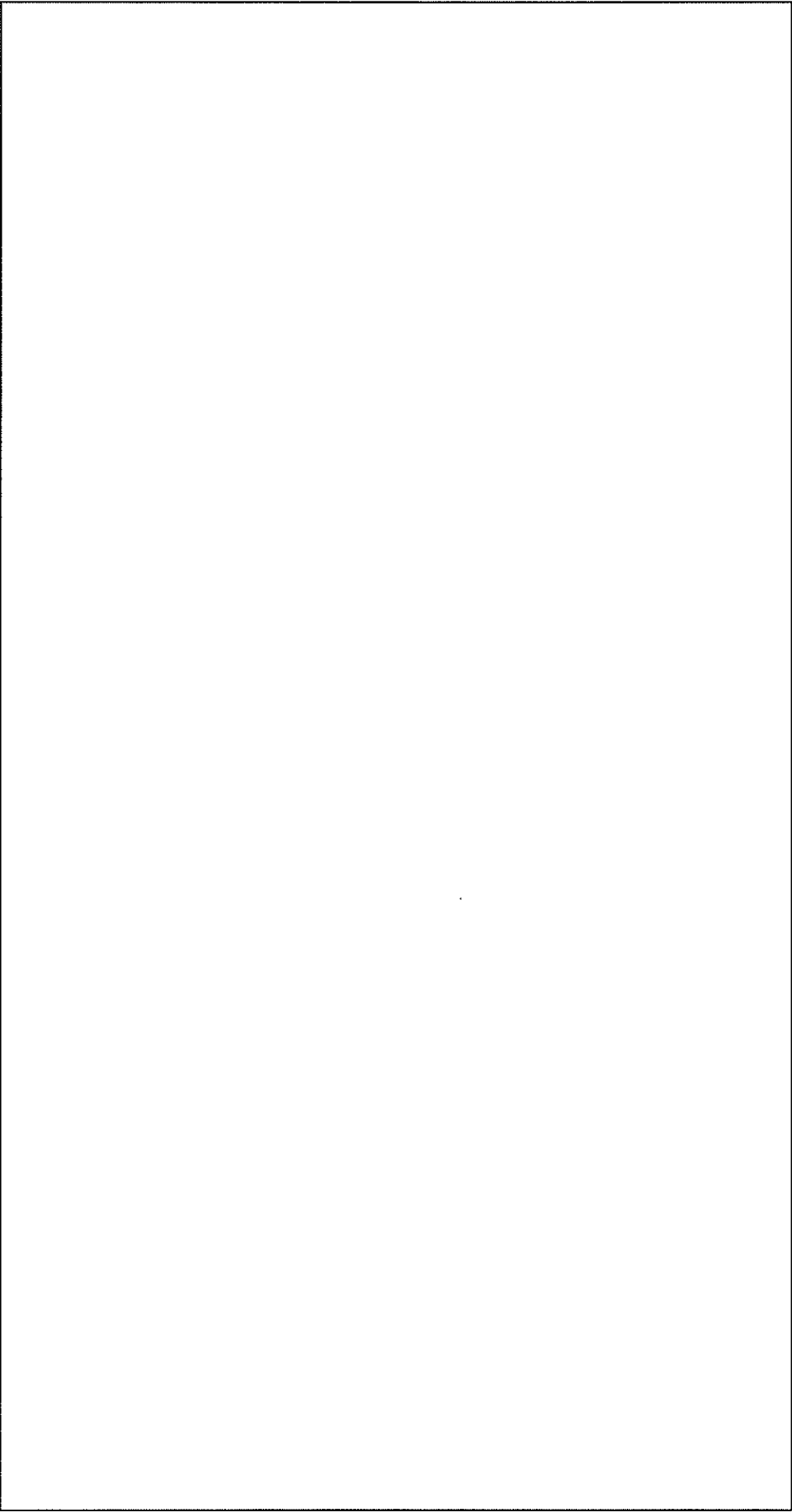


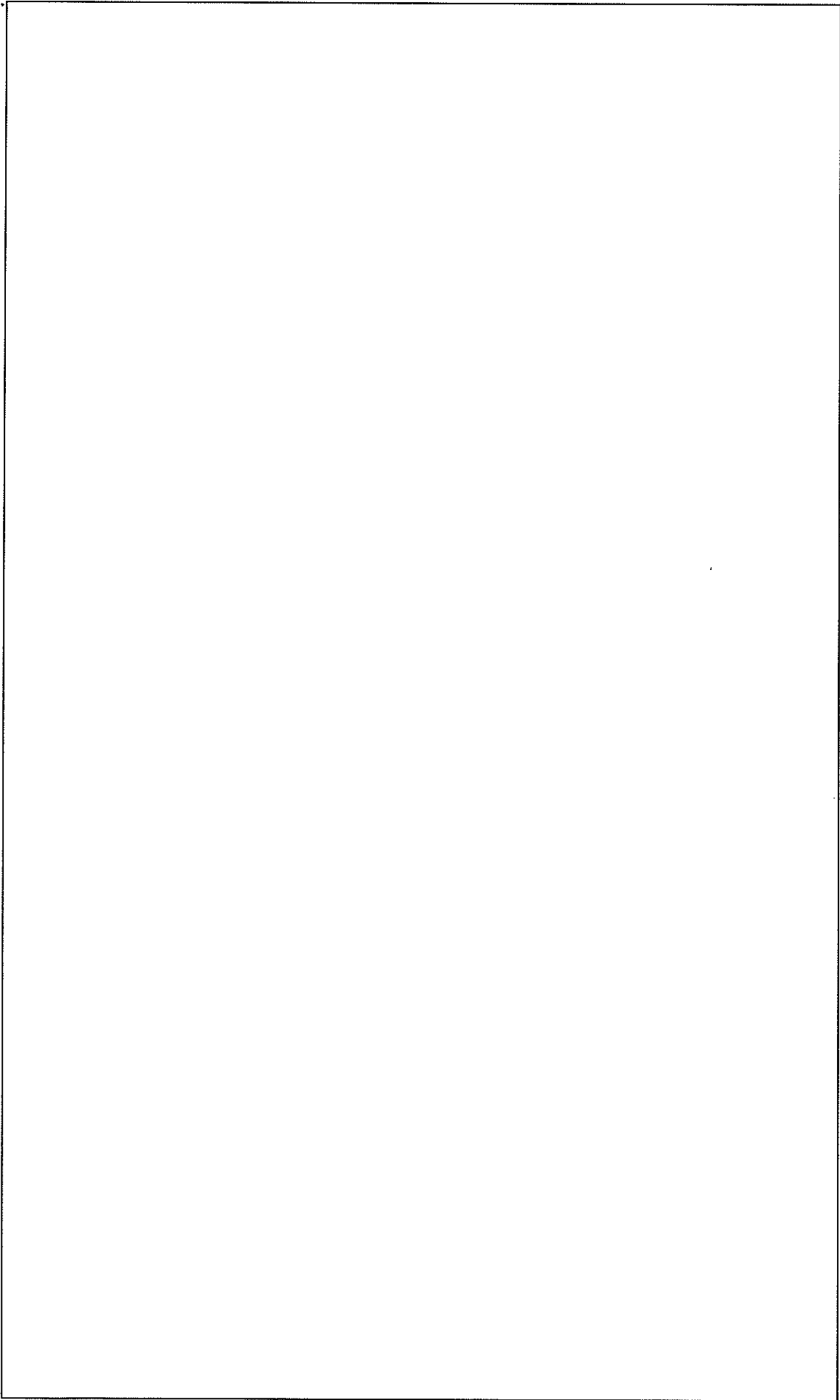


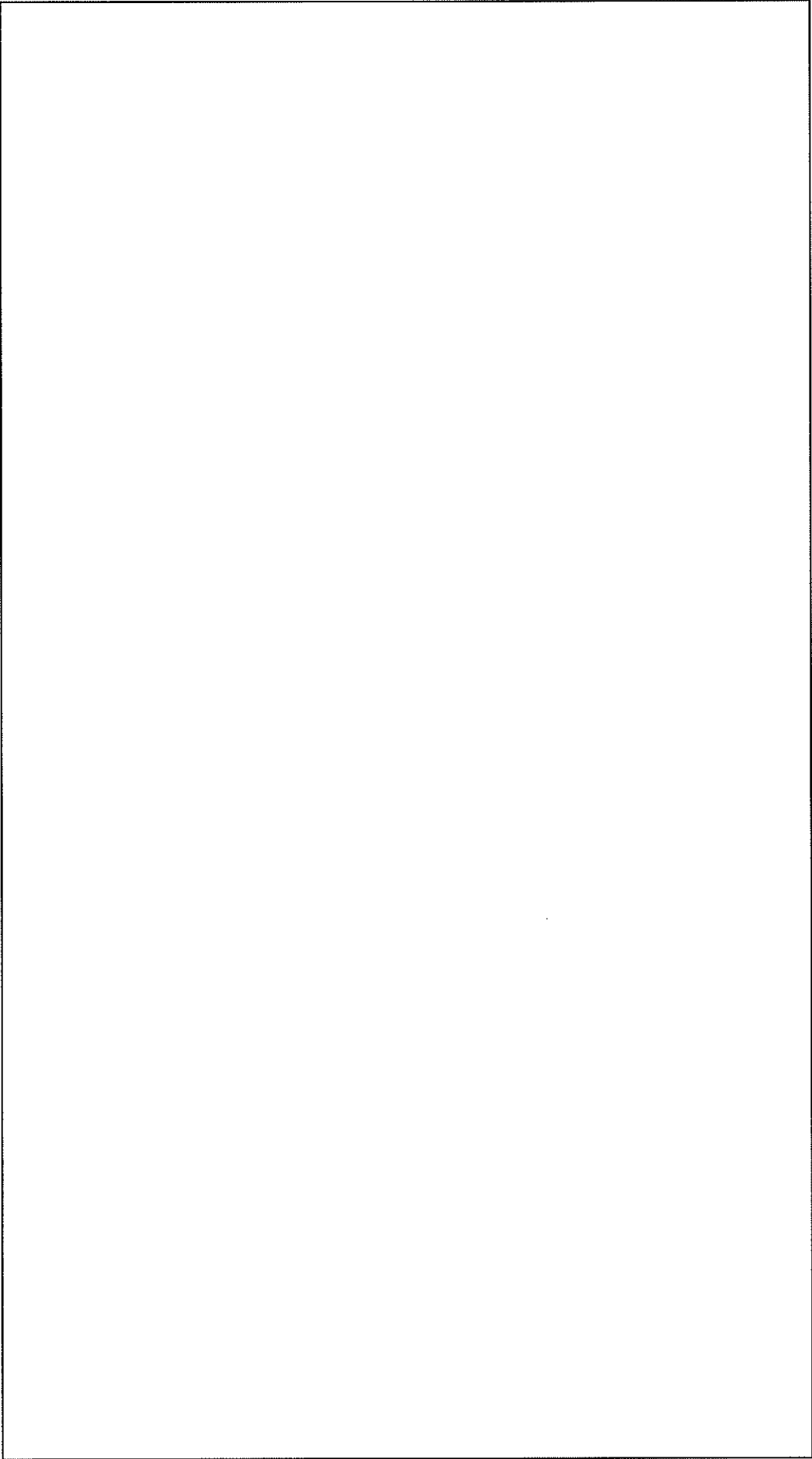


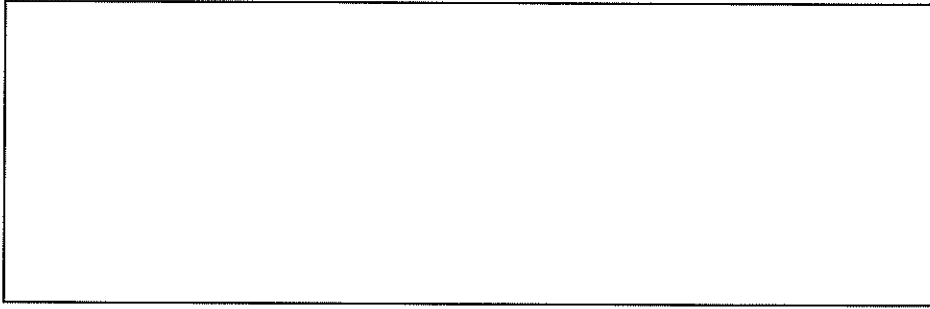












審査請求の理由

原子力規制委員会は平成30年9月26日、日本原電東海第二原発にかかる設置変更許可を行った。

東海第二原発は、運転開始から40年たつ老朽原発であること、東日本大震災で被災した原発であること、30km圏内に96万人もの人が居住するのにもかかわらず原発事故時の避難計画の実効性については審査されていないことなど、多くの問題があるが、今回、日本原電の「経理的基礎」に関して審査請求を行うものである。

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号では、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」としている。

しかし、以下の理由で日本原電には、経理的基礎があるとは言えない。

1. 日本原電の財務状況

原子力規制委員会は、経理的基礎について、原子炉の再稼働に必要な工事に要する資金だけを問題にし、これが調達できるか否かという非常に狭い判断基準で審査を行っているが、そうではなく、経理的基礎は日本原電の財務状況から総合的に判断されるべきものである。その場合、以下の状況からも明らかのように、日本原電には経理的基礎があるということではできない。

1) 概要

日本原電は、敦賀原発1・2号機、東海第二原発が動いていた2003～2010年の純利益の平均は17億円であったが、東日本大震災以降2011年～2017年の平均は25億円の赤字である（日本原電の有価証券報告書による）。

2011年以降、発電量はほぼゼロであるが、東京電力、関西電力、中部電力、北陸電力、東北電力から、毎年1,000億円以上の電気料金収入を得て、延命している状態である。その額は、総額8,794億円にもものぼる（2011～2017年度）。すなわち、日本原電の延命のための資金を、日本原電から1Whも買っていない電力ユーザーが負担している状況である。

日本原電は、東日本大震災により原子力安全・保安院の指示による「緊急安全対策」の設備対応により、運転資金は逼迫した。2012年4月に1,040億円の短期借入で繋いだが、翌年以降、借り換えの担保がなく、東京電力を除く4社の債務保証によりようやく資金ショートを免れた。債務保証による借り換えは毎年続いており、取引銀行がこれ以上の貸し出しを渋る背景にある。

2) 資産性が疑わしい巨額の建設仮勘定

日本原電の建設仮勘定は1,660億円であり、純資産1,562億円を上回っている。この建設仮勘定の内容は明らかではないが、現在、更地の状態の敦賀3,4号機であるとすれば、その完成および運転の可能性は低く、資産性は疑わしい。資産性がないとすれば、債務超過となる。

日本原電は、事業運営として①既設発電所運営の強化、②敦賀発電所3,4号機増設計画の推進、③福島第一原子力発電所への支援、④廃止措置の安全かつ効率的な実施と事業の拡大、⑤英国ホライズン・プロジェクトへの積極的な支援、⑥原子燃料サイクルの推進、⑦研修施設や知見を有効活用した原子力人材育成事業の推進、⑧美浜原子力緊急事態支援センターの運用を通じた電力各社の災害対応への支援と支援機能の高度化、の8点を挙げている(有価証券報告書,7頁)。このうち建設仮勘定の対象となる有形固定資産の建設としては、②敦賀発電所3,4号機増設計画が主要な割合を占めると考えられる。敦賀3,4号機は2004年に建設準備工事を開始し、以来14年間にわたって建設仮勘定を蓄積してきたからである。

しかし、2018年3月期の日本原電の設備計画には敦賀発電所3,4号機の増設計画は記載されていない(有価証券報告書,16頁)。これは、「原子力発電所の新增設に係る国のエネルギー政策の方向性が明確になっていない状況にあり、政策の動向によっては、本計画の大幅な変更等、当社の業績は影響を受ける可能性がある」(有価証券報告書,9頁)からである。

以上を踏まえると、以下の2点を吟味する必要がある。第1に、日本原電自身が設備計画に盛り込めないような敦賀発電所3,4号機増設計画にかかる建設仮勘定は、いったん取り崩すべきではないかという点である。なぜなら、『財務会計の概念フレームワーク』において、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう」(第3章,4項)とされており、「ここでいう支配とは、……報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう」(同上,脚注(2))。敦賀発電所3,4号機増設計画は、日本原電の設備計画に盛り込まれておらず、この意味でペンディング状態になっており、そこから生み出される便益を享受できる状態にあるとは必ずしもいえないからである。言い換えれば、これをおこなわない限り、財務健全性は担保されない。つまり、経理的基礎に疑義が生じる。

第2に、日本原電の経理的基礎の有無に関する判定は、「国のエネルギー政策の方向性」が明確になるまで、おこない得ないという点である。より具体的には、建設仮勘定をこのまま計上しておくためには、敦賀3,4号機の増設と運転開始を国として保証するほどの政策決定が不可欠であるが、現在はそれがなされていない状況である。

3) 東海第二原発しか収益を生み出す発電所がない

日本原電の所有する4つの原発のうち、敦賀原発1号機は廃炉が決まっている。敦賀原発2

号機は、建屋直下の断層が、原子力規制委員会が設置した外部有識者会合によって、「地盤をずらす可能性のある断層」と認定されたことにより、再稼働は極めて困難な状況にある。既に廃炉措置が進められている東海原発を含めて、日本原電には東海第二原発以外に収益を生み出す発電所がない。

4) 廃炉・再処理費用

日本原電は、「解体引当金に関する省令」に従い、廃炉費用の引当てを行ってきた。以前は40年の稼働を前提に、毎期の「発電量に応じて」引当てる決まりであったが、東日本大震災以降の原発停止によって引当てができない状況となり、引当方法を「定額法」に変更し、引当期間を50年に延長する措置がとられた。敦賀原発1号機は、予定していた稼働期間をまたずに廃炉となり、敦賀原発2号機についてもその可能性が極めて高い。日本原電は、2017年度で約2,000億円を引当てているが、会計上の措置であり、現金化されているわけではない。現金化には困難を伴い、特に建設仮勘定の資産性が疑わしい場合は極めて困難となるおそれがある。また、廃炉費用が、引当金の範囲内に収まる保証はない。

再処理費用については、2016年の再処理積立管理法の改正（2018年施行）により、指定認可法人「再処理機構」が設立され、日本原電は、未払い再処理費用の拠出が迫られることとなった。再処理機構は、日本原電の2017年度（指定期日2018年3月30日）の支払金額を約1,100億円と定めており、今後支払いが求められる。これも日本原電の経理的基礎を悪化させる要因となる。

2. 「借入金による資金調達の見込み」は確認できていない

原子炉の再稼働に必要な工事に要する資金を問題にした場合でも、本件許可処分が不当であることを明らかにする。

原子力規制委員会は、以下のように記述している。（平成30年9月26日「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」）。

「当委員会は、過去の借入れにおいては、取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した」

日本原電は、再稼働のための工事に要する資金として、約1,740億円を調達しなければなら

ないとしている。また、特定重大事故対処設備の設置が5年以内に義務化されている。他原発の特定重大事故対処設備費の実績からみて、800億円程度の費用がかかると予想される。すなわち安全対策費として合計2,500億円以上が必要となる。

日本原電の財務状況からして、そのほとんどを借り入れによって賄うしかない。上記によれば、原子力規制委員会は、借入金については、取引銀行からの借入金の調達の可否を問題にしていることがわかる。

原子力規制委員会はこれを確認するために、平成29年11月14日の審査会合において、日本原電に対して、債務保証の枠組みとして、だれが債務保証を行うのか、その意思はどうかについて、書面で示すことを要求した。

日本原電は平成30年3月14日付で、東京電力と東北電力の二社に対して、支援の意向を文書で出すように求める書面を提出したが、この中で、「電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく…」と、「債務保証」に加え「電気料金前払」という言葉を入れている。

ここで、日本原電が「電気料金前払」という手段を入れた理由は、実際は、取引銀行は融資保証をつけても全額の貸し付けを行うことに二の足を踏んでいることを示している。

日本原電からの求めに応じて、3月30日、東北電力、東京電力から、回答書が示された。東北電力は「今後、貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可後に債務保証等により、資金支援を行う意向があることを表明いたします」とし、また、東京電力は、「工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。」としている。しかし、両者とも「何ら法的拘束力ある約諾を行うものではないことを申し添えます」とし、東電は、「弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することになる」としている。

このように、東北電力、東京電力の回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、東京電力は、「債務保証」という言葉すら使っていない。

すなわち、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていない。

3. 実質的に破たんし、国の支援をうけている東京電力が、他社を支援することはできない。

前述のように日本原電は、まったく発電をしていないにもかかわらず、電力各社からの巨額の「基本料金」でなんとか倒産を免れている。なかでも最も高額の基本料金を支払っているのは東電であり、その金額は2011年度～2017年度は累計3,238億円にもものぼる。しかし、東京電力には、国債発行による交付金、政府保証による融資、および他の大手電力事業

者からの負担金が「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」経由で注入されており、国や全国の電力消費者の資金で支えられているとあってよい。この仕組みは、賠償や廃炉に必要なということで正当化されている。

東電は「しっかりとした競争力のある電源を調達してお客様にお届けして、それで収益を上げ」るとしているが、安全対策費（1,740億円および特定重大事故対処設備の設置費用）に係る借入金を返済しなければならないことを考えれば、日本原電としては東海第二原発の売電価格は高く設定せざるをえない。

仮に追加安全対策で要したコストを2,500億円（1,740億円に他原発での特定重大事故対処設備導入費の平均である800億円を加算）とすると、東海第二原発が再稼働した場合、2021年3月に稼働して、2038年11月に廃炉となる。2005年度～2010年度の東海第二原発の平均販売電力量は6,254,120MWhであったため、18年間でこの投資を回収するには、kWh当たり2.22円を上乗せする必要があることになる。また日本原電が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に支払っている一般負担金もコストに上乗せする必要がある。現在の支払い額85.25億円の半分が東海第二原発分であると仮定すると、kWh当たり0.68円を上乗せしなければならない。

日本原電の2011年度以前の営業費用内訳を確認すると、おおよそ人件費10%、燃料費7%、再処理費用20～30%、修繕費15%、減価償却費15%、廃炉費用5%、その他費用20%程度であった。原発が稼働していないため、今は燃料費や再処理費用は計上されていないが、再稼働後は計上される。また人件費やその他費用は2011年度以前よりも現在の方が増加している。よって、東海第二原発の2005～2010年度の平均売電単価11.74円/kWhに追加安全対策費2.22円/kWhと一般負担金0.68円/kWhを加算した14.64円/kWhが今後の凡その売電価格になる。

さらに、2011年以降、東京電力および東北電力が東海第二原発に支払ってきた電力料は東海第二原発が再稼働し、発電することが期待されるからだったと考えられる。つまり、この間の支払い分は再稼働後の発電によって回収されるべきものであったといえる。そこで、東海第二原発の再稼働が予定される2021年まで東京電力と東北電力が支払うことになる電力料を推計する。両社は2011～2017年度まで累計3,947億円を支払っているため、この平均である564億円があと3年継続すると仮定した場合、計5,639億円となる。これを同様に18年間、過去の平均販売電力量で回収した場合、kWh当たり5.01円となる。実質的な東海第二原発の売電価格は19.65円/kWh（14.64円/kWh+5.01円/kWh）であるとみなせる。

日本卸電力取引所のスポット市場の2017年度平均システムプライスはkWh当たり9.72円であった。すなわち、東電からすれば、電力市場価格よりも少なくとも5円、2011～2021年度までの支払い分も含めれば2倍にもなる、高い電力を買わざるをえないことになる。

逆に、東電が電力市場並みの価格で東海第二原発の電気を買おうとすれば、日本原電の収益は圧迫され、「経理的基礎」はますます危うくなる。

新聞調査によっても茨城県内の世論は、6割以上の多数が再稼働反対である。新協定により周辺5市にも「実質的事前同意権」が付与されたが、那珂市の市長は明確に反対を表明している。水戸市議会も反対の決議を挙げている。反対の意思を示す人の中には、東電原発事故の被災者も含まれている。こうした住民の多数の意思を尊重すべきであり、強引に再稼働を行うことは、住民や被災者の意思を無視することになる。そうした意味においても、東海第二原発の再稼働のための資金支援は、行うべきではない。

債務保証であれ、電気料金の前払いであれ、さらなる日本原電への資金支援は、国民や被害者への背任行為ともいえるべきもので、到底是認できない。

原規規発第 1909173 号
令和元年 9 月 1 7 日

弁 明 書

原子力規制委員会

平成 3 0 年 9 月 2 6 日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可に対し、同年 1 1 月 2 8 日付けで審査請求人総代 []、[]及び[]から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する第 2 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり弁明する。

記

1 処分の内容

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）について（平成 3 0 年 9 月 2 6 日原規規発第 1809264 号）に記載のとおり。

2 処分の理由

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（平成 3 0 年 9 月 2 6 日原子力規制委員会）に記載のとおり。

東海第二発電所の設置変更の許可に対する審査請求
に係る口頭意見陳述会

令和元年11月25日（月）

原子力規制委員会

東海第二発電所の設置変更の認可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会

議事録

1. 日時

令和元年11月25日(月) 10:00～11:01

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室C

3. 出席者

原子力規制庁

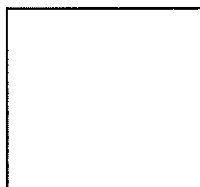
渡邊 桂一 実用炉審査部門 安全規制調整官

秦野 ひかり 実用炉審査部門 総括係長

宮本 健治 実用炉審査部門 主任安全審査官

松岡 賢 法規部門 総括係長

審査請求人



審査請求人 総代(意見陳述者)

審査請求人 総代(意見陳述者)

審査請求人 総代(意見陳述者)

4. 議題

(1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明

(2) 審査請求人 意見陳述

(3) 質疑応答

5. 議事録

○渡邊安全規制調整官 それでは、定刻になりましたので、これより東海第二発電所の設置変更の許可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会を開催いたします。

私は原子力規制庁の渡邊桂一と申します。本口頭意見陳述の聴取者を務めます。

最初に、本口頭意見陳述会の趣旨を申し上げます。

平成30年9月26日に原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定に基づき、同社東海第二発電所の設置変更の許可をいたしました。これらについて、審査請求人総代から当委員会に対し、平成30年11月28日に行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求がなされたところでございます。

本口頭意見陳述会は、審査請求人総代から同法第9条第3項に読みかえて適用する第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述に関する申し立てがあったことを踏まえ、審査請求人総代に口頭で意見を述べる機会を与えるものです。

それでは、まず、審査庁である本口頭意見陳述の聴取者を紹介いたします。

私は、原子力規制庁実用炉審査部門安全規制調整官の渡邊桂一と申します。よろしくお願いいたします。

隣に座っておりますのが、原子力規制庁実用炉審査部門総括係長の秦野ひかりでございます。

また、当委員会の不服申し立てに関する事務の総括を行う長官官房法規部門の職員として松岡係長が同席いたします。

次に、処分庁として本請求の原処分に関与した者として出席する職員から自己紹介をお願いいたします。

○宮本主任安全審査官 私は原子力規制庁実用炉審査部門主任安全審査官をやっております宮本健治です。よろしくお願いいたします。

○渡邊安全規制調整官 最初に議事の進行に当たりまして出席者の方に御注意を申し上げます。

まず、今回の口頭意見陳述会は、事前に御連絡をしているとおり、概ね1時間程度の予定を組んでおります。

議事の進行上、まず、意見陳述者の方、今回、お二人と伺っておりますけれども、それぞれ意見を陳述していただき、続いて事前に提出のあった質問について処分庁から回答をお願いいたします。その後、審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたらお願いをいたします。

なお、本口頭意見陳述会が時間内に終了するように御協力をお願いいたします。

それから、処分庁への質問を含め意見の陳述は、必ず氏名を述べた後に開始するように

お願いいたします。

処分庁への質問を含め、口頭意見陳述は今回の審査請求に係る事件、すなわち設置変更許可についてのみ行ってください。

意見陳述者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合、その他相当でない場合には、これを制限する場合がございます。

口頭意見陳述中は、当該意見陳述者以外の発言は認められませんので、追加で御発言がある場合には、追加質問の時間のところでお願いをいたします。

また、その他議事進行に支障を来す場合には退場を求めます。その場合には我々の指示に従ってください。

それから、本日の口頭意見陳述においては録画、生中継については御遠慮ください。

よろしいでしょうか。

それでは、意見の陳述を開始してください。

○氏 ちょっと手続のところでお伺いしたいんですけど、この記録というのはどんなふうな取り扱いになるのでしょうか。

○渡邊安全規制調整官 この記録は、速記者も入っておりますけれども、速記をとらせていただいて、議事録という形でまとめまして、最終的に処分をする際に、そちらにつけるという形になってございます。

○氏 それは、我々には。

○渡邊安全規制調整官 処分をする際にお渡しすることになると思います。

○松岡総括係長 正確にはインターネット上での公表になります。

○氏 インターネット上で公開されるということですね。

○渡邊安全規制調整官 では、よろしくお願いいたします。

○氏 今回の審査請求人の総代を務めておりますと申します。

私のほうから審査請求の理由の概要について述べさせていただきます。

私たちの主張は、日本原電の経理的基礎は確認されていないという主張でございます。

まず、日本原電は、敦賀1・2号、東海第二原発が動いていた2003年から2010年の純利益の平均は17億円であったんですが、東日本大震災以降、所有している全ての原発がとまっております、2011年から2017年の平均収益は平均で25億円の赤字となっております。

しかしながら、東電、関電等の電力会社から、毎年、1,000億円以上の電気料金を収入を得て、辛うじて延命している状況であるというふうに認識しております。

日本原電は、緊急安全対策の設備対応で運転資金は逼迫しており、2012年4月に1,040億円の短期借入でつないでいたというようなぎりぎりの状況が続いていると。取引銀行がこれ以上の貸し出しを渋るといような報道もなされております。

さらに、日本原電の有価証券報告書を分析したところ、日本原電の資産として建設仮勘定が1,660億円積みまれています。これは純資産1,562億円を上回る額です。私たちが意見を求めた会計の専門家は、この建設仮勘定の資産性は疑わしいというふうに言っています。この1,660億円の建設仮勘定なんです、敦賀発電所3・4号機がこの大半を占めているというふうに考えられます。しかし、2018年3月期以降の日本原電の設備計画に敦賀原発3・4号機の増設計画は記載すらされておられません。自ら記載をできないような敦賀原発3・4号機の実現性というのは疑わしいと。すなわち資産性は疑わしい。一旦、これは取り消すべきではなかろうかというような指摘が出てきています。

次に、日本原電は、所有する四つの原発のうち、敦賀1号機は廃炉が決まっており、敦賀2号機については建屋直下の断層について、地盤をずらす可能性がある断層と認定されたことによって、再稼働が極めて困難な状況にあります。

このことからいっても、日本原電の経理的基礎というのは、大変危うい状況にあると言わざるを得ません。

次に、2番目として、借入金による資金調達に関する見込みというのは、確認できていないというふうに考えております。

原子力規制委員会は、東京電力、東北電力などの書面を借入金の調達の見込みがあることを確認したというふうに言っているわけなんです、ただ、再稼働のための工事に要する資金というのは約1,740億円と、その当時されておりました。当時は特定重大事故対策設備の設置の金額がここには盛り込まれていなかったんですが、最近の報道によれば、この金額というのは約3,500億円に膨らんでおります。

ところが、東京電力、東北電力等の電力会社からの電気料金の前払いというような形、あるいは、債務保証というような形で資金調達をするというような見込みであるというようなんです、電気料金の前払いというのは、非常にあやふやなものでありまして、全然これが資金調達になるのかどうかというのは、東京電力の側から見ても、非常に国民の理解が得られませんし、危ない状況であると考えています。

これについては、1,740億円が3,500億円になった状況を踏まえて、改めて原子力規制委員会のほうで経理的基礎の審査をやり直すべきなのではないかというふうに考えておりま

す。

3番目といたしまして、実質的に破綻して国の支援を受けている東京電力が果たして他社を支援することができるのかという件です。

東京電力は、日本原電の東海第二原発からの電気の購入というのを競争力がある電源を調達するというふうに言っているわけなんですけど、もろもろの安全対策費、それから日本原電が抱えているさまざまな赤字というものを考えたときに、日本原電としては高い電気でも売却せざるを得ず、東電としては安い電気を買いたい、その2社の思惑は決して一致はしていないという、どちらかが譲れば、どちらかが経営が危なくなるというような状況であると考えています。

私のほうからは以上です。

○氏 こんにちは。総代の一人のと申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、特に東京電力が資金支援をするということについての疑問というか、その辺についてお話しさせていただきます。

私は、今日、福島から参っております。福島の原発事故の被害者の一人です。このたび、原子力規制委員会が東海第二の設置変更許可を行って、そして東電が巨額の資金支援をするということが決まったような報道がされているんですけども、原発事故の被害者としては、どうしてもそのような資金支援には納得できない思いなんです。福島の中では多くの人がこのことに、やはり驚き、とても納得できないと思っています。

福島原発事故から9年がたとうとしていますけれども、福島第一原発の事故は、いまだに収束していません。使用済みの核燃料の取り出し、排気筒の解体、汚染水、作業員の事故など深刻な問題が山積しています。そして、廃炉とはまだまだほど遠い状況にあると思います。福島に住む私たちは、原発サイト内で起きるかもしれない出来事に常に不安を感じながら暮らしているという状況です。

また、事故によって多くのものを失った方々が何万人もおられるんですけども、その方たちの賠償が進んでいないというのが現状なんです。一部は終了しているところもありますけれども、例えば、ADRの和解案も東電が何度も拒否し続けて、そしてADRそのものがもう終了になってしまったという、そういう事態が起きています。被害者の生活再建にというものは、まだまだ道半ばといってもいいかと思います。

そのような状況で、今、東京電力が何よりも優先すべきは、事故の収束と被害者への賠償だと思います。他の電力会社に多額のお金を出し支援するなどはもってのほかだと感じ

ています。

東海第二原発の再稼働に対しては、銀行さえも融資を断念しました。国からの多額の支援によって、ようやく生かされている東京電力がそのような危険な融資というリスクを冒せる状態ではないと思っています。

東海第二原発のために資金支援をすることにより東電の経営が悪化すれば、さらに不利益をこうむるのは、事故の被害者や東電の消費者だと思います。原発事故を経験した東電だからこそ、原発への支援などはやめるべきです。規制当局も監督責任を有している以上、このような支援はやめさせるべきではないかと思っています。さらに運転開始から40年もたつ原発の運転リスク、東海原発の運転リスク、今後起きるかもしれない地震や津波のリスクを考慮し原発の再稼働をも再考させるべきではないかと思っています。

東電旧経営陣における原発事故の責任を問う刑事裁判では、やはり東電が持つ柏崎刈羽原発が地震での損壊により電気をとめざるを得ず、多額の赤字を出したために、さらなる経営の悪化を恐れて、福島第一原発の津波の対策を先延ばしし、その間に3.11を迎えてしまったという事実が明らかになりました。東電は、安全よりも経済的な経営を優先し、何十万のもの人々の暮らしも家も地域も家族も健康も命も奪いました。避難途中で死亡した47人の双葉病院の患者を初めとし、福島県の災害関連死は2,200人を超し、自殺者500人を超えているという状況です。

また、東京電力は、津波のリスクを知った社員たちが考えた対策を無視した会社の体質も問題があると思っています。事故後のメルトダウンや汚染水漏えいなどの事実の報告をおくらせたりしています。東電は、経営陣を初めとして誠実に安全を最優先した経営のあり方を模索して、体質を変えていかなければならないと思います。他の会社を支援しているゆとりが果たしてあるのでしょうか。

重ねて言いますが、黒字が出たというならば、まず、原発事故の被害者のために使うのが加害企業として当たり前のあり方だと思います。そして、これから何十年もかかるであろう収束廃炉作業を安全に行うための十分な管理や対策にお金を使うべきです。

規制当局にあつては、東電が他の電力会社に巨額の支援をする暴挙を、ぜひとめていただきたいと思います。さらに、東電の資金支援を前提とした設置許可処分も取り消していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○渡邊安全規制調整官 ありがとうございます。

それでは、続きまして事前に提出いただきました質問についての回答に移ります。

処分庁のほうから質問の概要と、それに対する回答を述べていただきます。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。よろしくお願いします。

私のほうから回答は、質問をまず読ませていただいて、その後で回答を述べるようにしていきたいと考えています。

質問事項、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号にある「経理的基礎」について、答弁書によると、処分庁は本庁申請に係る重大事故等対処設備ほか設置工事に要する資金の調達が可能と判断したことから、経理的基礎があると認められるとしているが、法令にある経理的基礎の判断基準が申請に係る工事に要する資金の調達の可能性の有無であるということは、一体何によって定められているのか、文書があれば提示の上、説明されたい。

回答です。設置変更許可の基準は、原子炉等規制法第43の3の8第2項の規定により、同法第43条の3の6の規定が準用されていること。具体的には、経理的基礎については同法第43条の3の6第1項第2号にあるように、その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があることが準用されること、また、設置変更申請書の添付書類としては、実用炉規則第5条第2項第3号にあるように、変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類が求められていること。これらのことから、変更の工事、いわゆる当該申請に係る工事に必要な資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、経理的基礎に係る許可の基準の適合性を判断しております。

次に、答弁書によると、処分庁は「申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する調達は可能と判断した」とのことである。調達計画等の中に返済計画は含まれるのか、調達の可能性は調達と返済のセットで確認し、妥当性を判断するのが当然ではないか。

御回答です。先ほども回答しましたが、原子炉等規制法では、設置許可の基準として、発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があることを定めています。このため、設置変更の申請に係る経理的基礎の審査においては、当該工事に要する費用を調達する見込みがあるかどうかを確認しています。

次に、報道によると、本件申請に係る資金は、許可時の1,740億円の倍以上となる約3,500億円となり、このうち東京電力の資金支援が2,200億円に当たるといいます。処分庁が確認したとする「工事に要する資金の額」及び「調達計画等」が大幅に変更されることになるが、このことは処分庁として確認はしているのか。申請者から変更申請はあったのか。

回答として、報道の数値の真偽については、当方として承知していないため、回答は差し控えます。

次に、当該「経理的基礎」については、再審査を行わなければならないのかという御質問に対しては、御指摘の「再審査」の意味するところは定かではありませんが、特定重大事故等対処施設等の設置に係る設置変更許可申請については、その経理的基礎も含めて審査を行ってまいります。

3、答弁書によると、「申請者は、東北電力及び東京電力が資金支援を行う意向を表明した書面を提出し」、これにより「借入金による調達の見込みがあることを確認した」と言うが、東京電力から提出された書面には、債務保証だけでなく電気料金の前払いについての記載がある。電気料金の前払いは事実上、東京電力が銀行にかわって融資を行うことを意味する。このことは銀行が債務保証をつけても全額の融資ができないと判断したということになる。東京電力は事実上破綻状態にあり、現在、国による資本注入を受け国の監督下で再建中である。東京電力自身の「経理的基礎」は問題にならないのか。

回答です。本件では、東海第二に係る日本原電に対する審査を行ったものであり、東京電力の経理基礎は審査の対象ではありません。

次に、銀行が融資できないと判断した案件について、金融機関でない再建企業が融資を行うことの可否について、いつ、誰が、どのように審査するのか。処分庁は、こうした観点の審査を行ったのか。

回答です。経理的基礎についての審査は、先ほども述べましたが、炉規法の規定に基づき、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、経理的基礎に係る許可の基準の適合性を判断するものです。原子力規制委員会としては、申請者には本件申請に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを確認し、経理的基礎に係る許可の基準に適合していると判断したものです。

次に、処分庁及び原子力規制庁には、上記の審査を含めて経理的基礎について審査を行う専門家はいるのか。どのような資格、経歴を持った者が実質的な審査に当たったのか。

回答です。原子炉等規制法に基づく設置変更許可の審査における経理的基礎の審査は、同法の目的を達成するために必要な範囲内において変更申請に係る工事に要する資金の見積もりの合理性や資金調達能力、計画の合理性について、その根拠や申請者の過去の実績等を踏まえて総合的に行うものであり、原子力の安全規制を担う原子力規制委員会の権限と能力の範囲において行えるものと考えております。

4、電気事業法による「経理的基礎」と原子炉等規制法による「経理的基礎」の相違点について、具体的に説明されたい。原発の事業者に対して、かつては両者について審査が行われたが、現在は後者についてだけ行われているという理解で間違いはないか。

回答です。電気事業法に基づく経理的基礎の審査は所管していないことから、御指摘の電気事業法による経理的基礎についてのお答えは差し控えます。原子炉等規制法に基づく「経理的基礎」についての審査は、同法の規定に基づき、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、経理的基礎に係る許可の基準の適合性を判断するものです。

5、電気事業法による送配電事業の審査ガイドライン（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等）によれば、「経理的基礎」には、「運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、市場開設業務を健全な状態で持続的に遂行し得る経理面での確実性が認められること」が含まれている。原子力事業者についても、同等の審査を行うべきではないか。

これは先ほどお答えさせていただきましたが、電気事業法に基づく経理的審査は所管していないことから、御指摘の電気事業法による経理的基礎についてのお答えは差し控えます。繰り返しになりますが、原子炉等規制法に基づく「経理的基礎」についての審査は、同法の規定に基づき申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、経理的基礎に係る許可の基準の適合性を判断するものと考えております。

回答は以上です。

○渡邊安全規制調整官 ありがとうございます。

それでは、審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたらお願いいたします。

○氏 総代のと言います。よろしく願いいたします。

じゃあ、今、質問させていただいた内容について追加で質問させていただきます。

まず、1番なんですけども、お答えは原子炉等規制法の規定があって、それに基づいて経理的基礎については資金の調達の可能性、申請に係る工事に要する資金の可能性の有無を確認しているというお答えだったんですけども、質問は、原子炉等規制法そのものの条文には、申請に係る工事に要する資金の調達の可能性の有無、そこを判断するんだということ具体的には記載されていないんですよね。では、どこにどう記載されているのかという質問だったんですけども、これについては特にそういう記載された文書はないとい

うお答えでよろしいでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

御指摘のとおりだと考えております。

○氏 その場合、誰かが何かこういう判断をしたということになると思うんですけども、要は経理的基礎というのは、申請に係る工事に要する資金の調達の可能性の有無を判断すればよいというところを、多分、庁内で何かが決めたはずなんですけども、それは誰がどんなふうに決めたということになるんでしょうか。あるいは、それはどのように共有されているんでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

決定はあくまでも規制委員会で決定しているということになります。

○氏 決定があったわけですね。決定はいつあったのでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

原子力規制委員会において、この設置許可申請が付議された日を決定した日と言っています。

○氏 伺っているのは、審査の基準というか、判断基準ですね。経理的基礎があるかないかというのは、具体的には申請に係る工事に要する資金の調達の可能性の有無、そこを判断するんだというのを、いつ、どうやって定めたんでしょうかというのが質問です。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

先ほどから繰り返しになりますが、炉規法に基づいて、まず審査を行っております。審査自体は当方の審査官が実施しております。決定というのは、あくまでも規制委員会で決定しているというしか回答はないんですけども。

○氏 今、おっしゃっている決定は何の決定を指しているのでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

規制委員会に審査書として付議した日を言っているつもりですけども。

○氏 要は審査書、それは審査書を書く段階で、書く前、あるいは審査の過程なり、あるいは、もう始める前から、この件について経理的基礎は何を審査するのかについては、調達の有無について審査をするというのを当然決めてあったはずですよ。要は、伺っているのは、この審査の許認可の話ではなくて、許認可の前提となる経理的基礎というのは、一体何を確認するのかということところです。それが具体的に定めた文書がないというお答えでしたので、じゃあ、どうやって決めて、どうやって共有されているのか、文書もない状

態でどうしているのかということをお伺いしたいということです。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

個別の審査ごとに、それについては具体的に言いますと、工事に要する資金の見積もりの合理性や資金調達能力、計画の合理性について、その根拠や申請者の過去の実績等を踏まえて総合的に判断しているということになります。

○氏 それをどうやって決めたんですかというふうに先ほどから聞いています。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本ですけども。

それは先ほどと繰り返しになりますが、規制委員会でその内容について確認したということになります。

○氏 恐らく、東海第二原発だけではなくて、今、おっしゃった判断基準というのはほかの原発にも使われていると思うんですが、私たちが想像しているのは、要は、個々の原発にそれぞれ違う判断基準を使うわけではなくて、一定の判断基準を使うと思うんですが、つまり、経理的基礎というのは、私たちの審査請求で考えている経理的基礎は企業の文字どおり経理的基礎、財政的な状況という、かなり幅広く捉えているわけなんですけど、おっしゃっているのは、かなり限定的な東海第二原発の追加対策の資金繰りということを指していらっしゃると思うんですが、何でしょう、そういう判断基準はそれぞれ決めているわけではなくて、ジェネラルな基準があると思うんですが、それを決めた文書というのがあるんじゃないかということ想像しているんですが、それはあるんでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁、宮本です。

そういうものはありません。

○氏 その都度決めていらっしゃるんですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

先ほどと繰り返しになりますが、あくまでも炉規法に基づく必要な資金の調達をできる見込みがあるかどうかを確認しておりますので、それは申請ごとにそれは確認することになります。

○氏 多分、おっしゃっていることは理解されていると思うんですけども、そこを聞いているのではなくて、そもそも調達の可能性を判断するんだというのを、多分、相当最初のところで決めていると。決めないと審査できませんから、それを聞いているんですけども、お答えいただけないということでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本ですけども。

繰り返しになりますが、見込みを確認していますので、それについては、あくまでも炉規法に基づいて実施しているところであります。

○氏 だから、見込みを確認するということをどう決めたのかというのを、さっきからずっと聞いています。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本ですけれども。

工事ごとに、申請ごとにあくまでも工事に必要な資金の調達の見込みがあるかどうかを確認していますので、具体的には、工事に要する資金の見積もりや見積もりの合理性や資金調達能力、計画の合理性について、その根拠や申請者の過去の実績等を踏まえて総合的に判断しております。

○氏 質問を変えます。と言います。

調達計画についての確認の中、調達と返済はセットだと思うんですけども、返済計画については確認されないのでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

先ほど言いましたように、炉規法に基づくものは、あくまでも調達の見込みがあるかどうかを確認するものであって、返済計画はそこには含まれておりません。

○氏 調達を確認して返済は確認しないというのは、どこに書いてあるんですか。それはどうやって決めたんですか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

繰り返しになりますが、炉規法に基づいて調達の見込みを確認しておりますので、そこに見込みのみを記載しております。

○氏 だから、炉規法には書いていないですよ、最初に確認したとおりに。調達の見込みだけを確認して返済については確認しないということは、あるいは、調達の見込みを確認するんだということは何も書いていないです。調達だけを確認するというのを、いつ、どうやって決めたんですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

すみません。少し繰り返しになりますが、炉規法に基づいて我々は経理的基礎があるかどうかの判断をしていますので、炉規法に基づいて工事の資金の見込みがあるかどうかを確認していますので、御指摘の点にお答えをしていると思いますが、返済についてはそれが含まれていませんので、炉規法に基づく経理的基礎についてはあくまでも見込みを確認しているということになります。

○氏 ちょっと質問を変えさせていただきます。ちょっとお答えいただけなかったということで、残念です。

それで、東京電力と、それから東北電力に対する資金支援について、直接、東京電力ないしは東北電力、それから、東京電力については経済産業省に対しても問い合わせをされています。ここに平成30年9月26日付で東京電力ホールディングスに係る経済産業大臣の回答についてという文書があるんですけども、これは、ですから、日本原子力発電株式会社の東海第二発電所の新規制基準の対応工事に係る資金について、東京電力が資金支援を行う意向があることを表明する中で、監督官庁である経済産業大臣に東京電力を監督指導を行う上で支障とならないかについて経済産業大臣に見解を求めることとしたという文書で、それに対する回答がありましたというやりとりがあったと思うんですけども、これは具体的に経済産業大臣に対して何を確認されたのでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

すみません。それについての回答を、今、用意していませんので、後日ということにさせていただきたいと思います。

○氏 これは事前にお渡しした東京電力自身の経理的基礎の問題にならないのかということに関わるところで、先ほどの回答では全く本件とは関係がないような回答だったんですけども、実際、規制庁さんのほうで東京電力の経営判断、経済産業大臣に対して見解を求めるという作業を行っていますので、まさに東京電力自身の経営と密接に関わる問題だということが、このやりとりからも示されていると思うので、非常に関係のあるというか、話だと思います。そういう意味では、先ほどの全く関係ないような回答については、それは事実とは異なると思いますし、もし、今、お答えできるのであればお答えしていただきたいんですけども、その書面はありましたでしょうかね。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

先ほどの回答については、東京電力が本件の経理的基礎の対象になるかどうかという御質問でしたので、本件についてはあくまでも東海第二発電所については日本原電が経理的基礎の対象になりますので、東京電力は経理的基礎の対象になりませんという答えだったと考えますけれども。

○氏 大丈夫ですかね、9月26日付の文書について。

○渡邊安全規制調整官 経済産業大臣に原子力規制委員会から聞いたもの、発出した文書について、何を、それは大臣にどういう趣旨で聞いたものかということを確認したいとい

うことですか。

○氏 そうですね。その上で、これは回答があつて、回答について規制庁さんがこういう回答がありましたというふうな、具体的には経済産業大臣に対し、添付1をもって見解を求めたところ、添付2のとおり、経済産業省としては従来どおり個別の経営判断に左右されることなく、東京電力を適切に監督指導していく旨の回答があつたというふうなやりとりがされているんですけども、東海第二発電所に対して東京電力が資金支援をするというのは個別の経営判断になるわけですね。個別の経営判断について見解を求めているのに対して、経済産業大臣からは、個別の経営判断に左右されることなく東京電力を適切に監督指導していく旨の回答があつて、結局、このやりとりはどのような本件の経理的基礎の有無についてのやりとりの中で、どういう位置づけなのか、どういう意味合いを持っているのかというのは非常に不明ですので、それについて説明をしていただきたくて、その御回答によって、また意見を述べさせていただきたいというのが趣旨です。

○渡邊安全規制調整官 今、答えられるようであれば、今、答えていただいて、もし、答えられないようであれば、申し訳ないですが、後日回答という形ですかね。

○宮本主任安全審査官 原子力発電所の宮本です。

すみません。後日回答ということをお願いしたいと考えます。

○氏 これは、でも、こういうやりとりの場合は、また設けていただけるということなんでしょうか。

○渡邊安全規制調整官 すみません。口頭意見陳述会という形では設けることはできないんですが、文書で回答させていただくという形になります。

○氏 わかりました。

では、続いて、3の(2)に。

○氏 です。

3の(2)で、報道によると、許可時の1,740億円が3,500億円になったということなんですが、先ほど、報道の真偽は確認していないからというようなお答えだったと思うんですが、ということは、この件で1,740億円が3,500億円になった件で日本原電とはやりとりされていないということでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

おっしゃるとおりです。

○氏 そうしましたら、報道に従うと、既に東京電力ホールディングスの取締役会で

この具体的な支援について、もう議論されたというふうな報道もあるんですけども、もし、これが事実だとすると、まず、額、調達すべき工事に関わる工事費用が倍以上、2倍以上に膨れ上がるということになるのと、それから、日本原電としては調達の方法が具体的に定まるといえるか、あるいは許可時の状況と、もしかしたら変わってくるというような状況になるわけですけども、審査書を見ると、規制庁さんのほうで、規制委員会のほうで何を確認したかというところ、総工事資金の調達実績、その調達に関わる自己資金及び外部資金の状況、それから、工事に要する資金の額が入っています。それから、調達計画等というふうになっていまして、だから工事資金に要する資金の額が、もしかしたら倍以上に膨れ上がるかもしれない。それに伴って調達計画等、これも変更するかもしれないと。具体的に例えば、そういう事態になったときに、規制庁さんとしてはどういう対応をされるんでしょうか。もう一度、この件については再審査ということにはならないんでしょうか。これが質問です。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

まず、仮定であったり、報道の話については、我々としては承知していませんので、お答えすることはできないんです。

ただし、先ほど言いましたように、恐らくですけども、特重の審査とかの話はされているんだと思いますけども……。

○氏 いやいや、違う。特重じゃないです。

○宮本主任安全審査官 審査ごとに、申請書ごとに経理的基礎については確認することになりますので、別申請があれば、それは確認しますが、現状、それについてどうこうという形では私はお答えすることはできません。

○氏 じゃあ、一般的に結構ですので、ここに書かれている自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等、規制庁さんが経理的基礎の審査において確認された事項について大幅な変更があった場合に、どのような対応をされるんでしょうかというのが質問です。一般的に結構ですのでお答えいただけないでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

先ほど言いましたけども、仮定の話に対して私はお答えすることはできません。

○氏 仮定の話ではなくて、一般論として、総工事費が激増したとか、そういうときに変更申請に基づいて再審査をすとか、そういうようなやり方なんですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

繰り返しになりますが、まず、仮定の話について回答することはできないというのと、あと、法体系上、再審査というものは想定されていないというふうに認識しております。

○氏 言うては何ですが、1,740億円が3,500億円になったと。倍ですね。前提がかなり変わった。再審査をやるのは当たり前だと思うんです。しかも、1,740億円の見積もりがとても甘かったか、日本原電がとても甘い見積もりをしたか、それは指導すべきじゃないんでしょうか。何か規制当局のやり方として、かなり手ぬるいように思いますが。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

繰り返しになりますが、まず、1,700、我々が確認している内容と、今、報道で言われている5,000でしたか、その内容については、我々は承知していませんので、それについて何か答えることはできません。

○氏 承知していなかったら聞いてくださいよ。これはかなり確度も高いですし、各社は別にちゃらんぼらんな報道をしているわけじゃありませんよ。1,740億円が3,500億円になったら、それはどういうことかというふうに日本原電に確かめて、その妥当性を確認するのが規制当局のやり方じゃないんですか。報道していることは報道だから知らないというのはあまりに不誠実な御回答ですよ。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

報道の内容について把握していませんので、御回答を差し控えます。

○氏 じゃあ、ちょっと質問を変えますけども、資金支援の方法について、設置許可時に東北電力さんと東京電力さんと文書のやりとりをされていますね。その中で東京電力の回答の中に、債務保証だけではなくて電気料金の前払いについての記載があって、実質的に東京電力自身が融資をするという可能性について言及をしています。それで、今の報道でも、資金支援の仕方について銀行の借り入れだけではなくて、電力会社による融資、だから債務保証プラス融資という形で資金支援の中身というのが語られているような現状なんですけども、調達の実質性というときに、あるいは東京電力から見ると、東京電力の場合には東京電力の経営というものもありますので、そこから見ても、銀行が貸し出すのに対して債務保証するというのと、東京電力自身が融資をするというのは、扱いが違うような気がするんです。要は、銀行自身が審査があって、当然、貸せないと、貸せないから債務保証をつけてくれと。債務保証をつけても全額は出せないと。じゃあ出せない分は東京電力自身が銀行に成りかわって出してくれというような形で、非常に経緯そのものからしても、返済について非常に不安があるというか、焦げつく可能性があるような、そういう融資と

いか支援の仕方ではないということが、昨今の報道は聞いていないとおっしゃっていますけれども、ただ、東京電力さんとのやりとりの中でも、東京電力はそう書いているわけですね。電気料金の前払いについて書いてあるんですね。それについては、調達計画を確認する上で、同じ扱いはできないではないかというふうに思うんですけども、その辺はどんなふうにお考えなんでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

先ほどの回答と繰り返しになってしまうので、大変申し訳ないんですけども、本件についてはあくまでも東海第二に関わる日本原電に対する審査を行ったものであり、東京電力の経理的基礎については審査の対象ではありませんので、それについて、お答えは差し控えます。

○氏 資金調達の内容ですよね。危ういところから借り入れても大丈夫なのかという、そういうことですよ。そういう資金調達計画の内容については審査しないというような、そういうことなんでしょうか。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

繰り返しで大変申し訳ないんですが、規制法での設置許可の基準としては、あくまでも経理的基礎の審査においては、当該工事に要する費用の調達の見込みがあるかどうかを確認していますので、調達計画を確認するということになります。

○氏 何か先ほど来、炉規法に基づきというおっしゃっていますが、炉規法にはそこまで書いていませんよ。工事の資金調達の内容しか見ないとか書いていませんよね。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

先ほど炉規法だけを話をしていますので、少し語弊があるかもしれませんが、先ほど、一番初めの回答で回答させていただいたと思いますが、実用炉規則第5条第2項第3号にあるように、変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類が求められておりますので、その内容について確認しているということになります。

○氏 そうですか。それはいただけないんですか。

○渡邊安全規制調整官 今の回答だと、実用炉規則の第5条第2項第3号に書いてありますので、インターネット上でもすぐ見れるような状態だと思います。手元にあるかな。

じゃあ、御覧いただいてもいいですよ。

○氏 実用炉規則第5条第2項第3号ですね。わかりました。

これはそうしますと、工事資金と、それから調達方法について、調達計画について、変

更があった場合には、その都度、申請がされるということでよろしいでしょうか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

設置変更許可申請が、なされたごとになります。

○氏 なされたごと、じゃあ、変更があってもそれは構わないということなんですか、その後、許可の後。

○宮本主任安全審査官 今の法体系の中では、そういうことになっております。

○氏 そうですか。じゃあ、ちょっと少なめに出しておいて、後で実は多くなりましてというのもありということになるのでしょうか。

○宮本主任安全審査官 すみません。先ほどと同じ回答になりますが、想定の話について、我々は回答することは差し控えます。

○氏 です。

先ほどから伺っていて、あまり私は専門的なことはわかりませんが、規制委員会が工事に要する資金を調達できるか否かだけを審査するということを先ほどから強調しておっしゃっていますが、原子炉を一つ動かすということが、そういう部分だけで、それだけで許可するわけではないかとは思いますが、余りにも部分部分に分かれていて、全体的なものを何か見落としているのではないかというふうな気がするんですね。原発を1基動かすということが、どういうことなのか。動かして、もし事故が起きたときに、起きるリスクというものがどういうものなのかということを規制庁は福島原発事故によって学んでいらないのだろうかというふうにさえ感じてしまうんです。もちろん、いろいろお考えになっているとは思いますが、それによって起きることを考えて、やはり、さまざまな面からきちんとした規制側の規制をしてほしいと思うんです。何か今日ちょっと伺っていて、余りにも細かいところだけを審査して、全体的な安全性とか、そういったものに関しても、それは自分たちが判断することではないんだというふうな、そんなことを言われているような気がしました。

今日は東京電力のことも審査の対象ではないということですが、大体、東京電力のお金がなければ、資金が調達できないという、そういう状況の中で、そこまできちんと審査しないということは一体どういうことなんだろうかと思います。

私たちとしては被害者として東京電力にはきちんと賠償してほしいし、これからの安全対策というか、原発を運転するかどうかも含めて考えてほしいと思っているところなので、規制庁のあり方そのものに非常に今日は疑問を感じたという感想を持ちました。

○氏 では、以上で。

○渡邊安全規制調整官 では、先ほどありましたけれども、経済産業大臣に原子力規制委員会から文書で質問をしていて、それについては経理的基礎の審査の中でどのような位置づけでなされたものなのかということに関しては、後日、文書で御回答させていただくということではよろしゅうございますか。

それについては、本日から2週間後ぐらいを目処に、そちらの総代の方に電子メール等の方法で回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更の許可に係る口頭意見陳述会を終了いたします。どうもありがとうございました。

審査請求人

総代 殿

「東海第二発電所の設置変更の許可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会」
における質問に対する回答について

令和元年11月25日に開催した東海第二発電所の設置変更の許可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会における御質問について、下記のとおり御回答します。

平成30年9月26日付の「東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について」という文書に関して、原子力規制委員会が経済産業大臣に文書を発出した趣旨は何か。また、日本原電の経理的基礎の審査との関係はどうなっているのか。

- 御指摘の経済産業大臣宛ての文書（原規規発第1807042号）（以下「本文書」という。）を発出した趣旨は、平成30年9月26日原子力規制委員会資料3（議題名：東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について）の「1. 経緯」に記載のとおりです。

URL：<https://www.nsr.go.jp/data/000246594.pdf>

- また、上記資料に記載のとおり、本文書は、柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取に対する平成29年10月24日付の経済産業大臣の回答に関して、東京電力による日本原電の東海第二発電所新規制基準対応工事に係る資金支援が、東京電力を監督・指導を行う上で支障とならないかについて経済産業大臣に見解を求めたものです。東海第二発電所の設置変更許可申請に係る経理的基礎の審査とは関係ありません。

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

東海第二発電所設置変更許可処分担当

